

2023年度事業報告および決算書 2024年度事業計画および予算書

本書の構成

- 理事・監事からのメッセージ（P2-P4）
- 2023年度 事業報告（P5-P16）
- fonto 事業 フードパントリー事業（P5-P9）
 - 学校内相談室事業「みあ相談室」（P10）
 - 子どもの居場所事業「みあちゃん家」「寺子屋みあちゃん家」（P11-P14）
 - 女性の居場所事業「mia room」（P15-P16）
- 2023年度決算報告および2024年度予算（P17-P20）
- 2023年度会議実績（P21）
- 2024年度事業計画（P22）
- 役員名簿（P23）
- 特定非営利活動法人 mia forza 定款（P24-P32）

2023年度の事業報告および決算について

2023年度は、認定NPO法人の取得を目指した法人運営と事業の安定的な継続を重視し事業を進めました。

各事業毎に「振り返り」「改善・工夫」「実施」を繰り返し行うことで、子どもたちの声を反映することや当事者の方の視点を盛り込みながら、目標へ1mmでも近づけるよう挑戦し続けました。

この成果が大きく現れた事業が、子どもの居場所事業です。定例会議の開催を徹底し、繰り返し「振り返り」「改善・工夫」「実施」を行うことで、事業と共にスタッフの成長が着実なものとなりました。

また、これまで当法人では、多くの助成金の申請を行なって参りましたが、寄付金増加を目指すと共に、助成金申請の機会を減らし逆にこれまでにない大きな助成金額の申請に挑戦しました。

残念ながら、寄附金額は2022年度を下回る結果となっていましたが、反省とともに寄附をいただける体制をしっかりと整え、2024年度には助成金を減らし寄付金を増やしたいと考えております。

毎年会員のみなさまへ法人の一年の歩みとして本書をお届けさせていただいております。ページ数の増大のため、データにてお届けさせていただいております。お読みいただく上でご不便をおかけするかもしれません、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【理事・監事からのメッセージ】

門間尚子

特定非営利活動法人 mia forza 代表理事

みなさまのお力添えに感謝申し上げます。

2023年は「こどもたちや女性の声を聞く」「こどもたちと女性と取り組む」ことを大切に、事業の安定継続と地域・他団体連携を目指した一年となりました。

2022年まで当法人のサービスを利用していただいたひとり親世帯のお母さんたちに、フードパンtry事業や女性の居場所事業に「スタッフ」として参画して頂きました。また、こどもたちが話してくれた「受験したい学校があっても受験料が高くて諦めた」という話から、こどもたちへ直接受験料を給付する「受験料応援事業」を立ち上げました（事業実施は2024年ため本書には掲載はしておりません）。



こどもたちや女性の声を聞く一助として、2023年は調査にも力を入れました。調査には専門家だけではなく、各事業で活躍している大学生スタッフにも参画してもらいました。さまざまな知見・立場の方々とともに社会課題を見つめることで、調査自体が厚みのあるものとなるだけではなく、必要な社会資源が見えやすくなり、自治体への政策提言や他団体連携における重要事項が明確化する、という効果を得ました。

「こどもたちや女性の声を聞く」「こどもたちと女性と取り組む」ことを2024年はさらに意識し、事業や人を育てる過程に反映し、こどもたちや女性が抱える「生きづらさ」が少しでも緩和し、解消されるよう力を尽くしたいと考えております。

2024年も引き続き、わたしたちとともに歩んでくださいますよう、心よりお願い申し上げます。

横山英子

特定非営利活動法人 mia forza 副代表理事

株式会社横山芳夫建築設計監理事務所 代表取締役

当会は、新たな課題の解決のため、日々挑戦をしています。様々な壁を乗り越えながらの活動。困っている方のために支援することではなく、共に生きていくための力をつけていくことが大切であると痛感しております。そのためには、自分自身もまだ学ぶべきことがあると感じています。一人でできることは限られていますので、みんなの力を合わせて考え、行動することで、可能性は無限大。さらなる活動のために新たな力を熱望しています。



そのためには、当会の活動を知っていただく機会を増やし、多くの賛同者を得ることが不可欠。より精進してまいります。

最後に、会員として支えてくださっている方々、ご寄付をくださっている方々、ボランティアとして参加してくださっている方々、スタッフとして参加してくださっている方々、物心両面で支えてくださっている方々、研修などでご指導くださっている方々に心より感謝申し上げます。

寺内順子

特定非営利活動法人 mia forza 理事

一般社団法人シンママ大阪応援団 代表理事

mia forza はこの一年、子どもの居場所事業・学習支援事業の着実な取組み、そしてハラスメント対策の取り組みなど飛躍の年であったと思います。

私自身は大阪で活動をしているためにはほとんど直接にはサポートに入ることができませんでしたが、門間代表、横山副代表はじめ理事のみなさんや担当事務局のみなさんと常に連携している気持ちでおります。

コロナ禍を経てさらに物価高がシンママ世帯や女性たちのくらしを直撃しますます困窮度が深刻になっています。さらに mia forza の活動が求められていると思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。



三浦隆弘

特定非営利活動法人 mia forza 理事

せり農家

公益財団法人みやぎ環境とくらしネットワーク(MELON) 理事



農家として mia forza の取組みに賛同し、できることから応援させていただいています。困難のさなかにあるところ。食と農の領域から、まだまだ何かしらできないか。模索しています。居場所と役割、そして学び。mia forza の活動は、むしろこれからが大切な時節となります。今後ともどうか。気にかけていただき、かげにひなたに応援のほどよろしくお願ひいたします。

峯岸とも子

特定非営利活動法人 miaforza 理事

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 理事

mia forza の会員の皆様、ご支援いただいている関係者の皆様、いつも当法人の活動に暖かい励ましやご支援をいただき、誠にありがとうございます。おかげさまで昨年度も様々な活動を実施し、たくさんの方々と接してきました。



今年は幕開け早々、能登半島地震や羽田空港での火災事故等があり、今年はどんな年になるのだろうと、思われた方も多いのではないでしょうか。今年の干支は「申辰年（きのえたつどし）」ですが、この干支は十二支の中で唯一架空の干支で、「春の日差しがあまねく成長を助く年」だそうで、成長を促す光がまんべんなく降り注ぎ、自身の足元をしっかりと見て踏みしめることで花開く、と言われています。当方法人も甲辰年にあやかり、まんべんな光を受けて、着実な活動を継続して行きますので、引き続きご支援・ご協力をお願いいたします。
私事ですが、来る定時総会で理事を退任いたします。2年間何かとお世話になり、ありがとうございました。今後の mia forza のますますのご活躍と会員の皆様のご健勝をお祈りいたします。

五嶋 理

特定非営利活動法人 miaforza 理事

子どもの居場所事業に関わらせていただいて2年目となります。

今年度は1年目にも増して「多様な大人・職業人との出会いの場」としての月1回の居場所の機能が大きくなつたと感じています。学生団体、セリ農家の方、詩人、林暮らしお方、陶芸家、森林組合の方。皆さん同じ宮城で暮らしながら、ふだんはなかなか会えない、実に多様な職業とおひとりおひとりの人生は興味深いもの。居場所事業を利用するお子さん方は、小2～小6と年齢は幅広いものの、それぞれの感受性で新しい世界をとらえている様子や、お迎えに来た保護者の方に「待ってました」とばかりにその日の出会いを自慢する姿には、いつも感動しています。また、機会を経るごとに、他の方のお話を別の方のお話とつなげてイメージを膨らませているお子さんもいて、確実に子どもたちの世界を広げる体験になっていると実感しています。学生・社会人スタッフにとっても共学びの場になっています。



須田晶子

特定非営利活動法人 mia forza 監事

アネスティ法律事務所 弁護士

ご縁をいただき、2023年3月、監事を拝命いたしました。

弁護士として、日頃、ハラスメントに関するご相談をお受けすることも多く、人と人が関わる社会において、ハラスメントはどこでも起こりうる問題であることを実感しています。

監事就任後約1年が経ちましたが、この間、弱者切り捨ての経済政策に加え、日本各地で災害が発生するなど、mia forza の活動の必要性はますます増していると感じます。

困難を抱える女性や子ども達、必要な方に適切な支援をお届けできるよう、そして、mia forza はもとより、NPOに関わるすべての方達が元気に活動できるよう、務めてまいります。

どうぞよろしくお願ひいたします。



食糧・日用品支援 (fonto 事業)



様々なジャンルの本から思い
思いに選び持ち帰っています
(チャリティーサンタ様ご寄付)



季節を感じるものやお弁当、
お留守番の時、就活や受験を
想像しながらのラインナップ



箱に入りきらなそ
うな量も、工夫とア
イデアで綺麗に全
て気持ちもぎゅ
っ！とつめ込みま



箱に入りきらなそ
うな量も、工夫とア
イデアで綺麗に全
て気持ちもぎゅ
っ！とつめ込みま
した

Xmas セット
僕が持ちたい！
と満面の笑みが
一転、重さにビック
クリ…抱きかか
えてそろりそろ
りと歩き出しま
した



「選んでいいの？」
「すごーい！」
文具特設コーナーでは
子ども達の「ありがとうございます」がたくさん聞こえてきました！
(学生団体 pono×オ
フィスベンダー様が協
働で行う文具ドライブ
およ事業から参加ご提供)



【フードパントリー ご利用者の声】

- ▶不眠が続いてて体調がいまひとつで、気持ちに余裕がなくなっていたのですが、メロンに大きなスイカ、大喜びでした。亡くなった父も好きでしたので、仏壇にもお供えしました。子供達も美味しい甘いスイカに大興奮でした！
- ▶娘もいるため生理用品もとても助かります……。
いただいた「こども六法」の本も帰宅後すぐに「あ、これ俺読みたかったんだ！」と中学生の息子が喜んですぐに読んでいました。
- ▶食品はじめ値上がりに頭を悩ませておりましたが、心の余裕や家族の笑顔に直結するご支援をいただき心より感謝申し上げます。不甲斐ない日常と思いつつも、みなさまのご支援を足掛かりに、前向きにふんばっていこうと思います。
- ▶我が家には欠かせないお米やふりかけ、部活の時に大活躍するスポドリの粉。大変助かります。お恥ずかしながら、私は生理の時、ナプキンは限界まで取り替えません。娘も使うので少しでも節約にと…そのため、生理中生理後は荒れてただれてしまっています。ナプキン、ありがとうございます。
- ▶とっても疲れていたのでほんとに涙が出そうになるのをこらえました。
すぐに部活から息子が帰宅して、凄い！食べ物沢山あるね！！有り難いね、といって喜んでいました。いつもは一品おかずなのに今日は何品も！贅沢をしているようで申し訳ない気持ちもありましたが、心もお腹も満たされました！お弁当のおかずもいつもはご飯多めでしたが明日から少しおかず多めでいれてあげれそうで今から私までワクワクしています。
- ▶仕事で嫌なことがあっても身体がしんどくても、休めないし簡単には辞められないから頑張って働いて進学させてあげるぞとモチベーションがあがりました！
- ▶今回初めて利用させていただきましたが、とても多くの食料品、日用品を頂けて大変有難かったです。特にお米とお菓子が嬉しいです。
また、クリスマスセットも参加出来たので、ケーキやチキンに子供たちが大喜びでした。
- ▶本や文房具も好きなものを選べるという事で、特に娘は可愛い文房具を嬉しそうに探していました。どれも良書で、親の私も読んでみたいものばかりでした。
いつもより子供たちの笑顔が見られて親の私も嬉しくなりました。
- ▶具体的なご支援ももちろん心の底からありがたいのですが、mia forzaさんとつながっている、気にかけていただける、いざとなったらお話しもできると思えるのがとても安心感があります。今回もご支援いただき、背筋がのび、また頑張っていこうと思えます。
- ▶お野菜もどれも新鮮で美味しい、ルーも入れていただいていたのでカレーにしていただきました。夏のカレー、最高に美味しいです。安心して何杯もご飯をおかわりできる幸せを感じています。りんごジュースも味が濃い！とびっくりでした。りんごゼリーにしていただきました。

【フードパントリー ご協力者の声】

- ▶(青葉女子学園:お米の小分け作業)毎回初めて仕分け作業に参加する者があり、仕事をしていくことについて学ぶ意味でも、誰かのために何かをするという意味でも、貴重な経験をさせて頂いているなど、改めて思いました。
- ▶(宮城野区農家:お米の精米)今年もお米の精米という小さな事でも力になれば嬉しいです。我が家も子育て中なので、精米する時も栄養価がちゃんと残るように考えながら気持ちを込めさせていただいています。これからも美味しいお米を食べてもらえるように、微力ながらお手伝いさせていただきます。素敵なお縁をありがとうございます。

【フードパントリー ご寄付くださった方・ボランティアスタッフの声】

- ▶(太白区)自分が小さな子を育てていた時、力サカサの手に気づいて悲しくなったことを思い出し、ケア用品を寄付させていただきました。いつでも自分を好きでいられますように。
- ▶(ママボ ランティア)中学校 1 年生の娘とボランティアにも参加させていただきました。パントリーがあると自分から参加したいと言ってくるほど楽しみにしています。わたしも嬉しいです。帰りの車の中でもいつも以上に会話がはずみ、今回はめっちゃ楽しかったけど疲れたあ。と言いつつもなんだか嬉しそうです。本当にいつもありがとうございます。

【フードパントリー実施日・内容等】※緊急支援も含んでいます

▶場所:オタワ愛徳修道女会(ご協賛)/延べ利用 509 世帯・1,515 人(うち子ども 1,006 人)

1月 15 日(宅配) 宮城県内 33 世帯 (子ども 66、おとな 33) 合計 99 人 約 12kg	2月 12 日 宮城県内 39 世帯 (子ども 82、おとな 39) 合計 121 人 約 20kg	3月 12 日(宅配) 宮城県内 52 世帯 (子ども 64、おとな 52) 合計 116 人 約 20kg
4月 16 日 宮城県内 32 世帯 (子ども 70、おとな 32) 合計 102 人 約 25kg	5月 15 日※大阪発送 宮城県内 35 世帯 (子ども 69、おとな 35) 合計 104 人 約 25kg	6月 4 日※緊急無洗米配付 宮城県内 12 世帯 (子ども 19、おとな 12) 合計 31 人 約 kg
6月 11 日 宮城県内 35 世帯 (子ども 72、おとな 35) 合計 107 人 約 11kg	6月 18 日 ※緊急支援① 宮城県内 32 世帯 (子ども 65、おとな 32) 合計 97 人	6月 25 日 ※緊急発送② 宮城県内 4 世帯 (子ども 8、おとな 4) 合計 12 人 約 10kg
7月 30 日 宮城県内 31 世帯 (子ども 68、おとな 31) 合計 99 人 約 6kg	10月 15 日 宮城県内 35 世帯 (子ども 76、おとな 35) 合計 111 人 約 30kg	12月 17 日 宮城県内 40 世帯 (子ども 84、おとな 40) 合計 124 人 約 30kg
その他:都度対応緊急支援 14 世帯(子ども 28 人、大人 12 人)		

【提供内容一例】

- ▶ 食料品: お米、パスタ、乾麺、野菜、果物、お菓子、ジュース、お茶、スポーツ飲料、コーヒー、スープ、みそ汁、春雨スープ、レトルト、インスタント・カップ麺、カレールー、シチュールー、パスタソース、缶詰、ふりかけ、海苔、調味料、レトルト惣菜(肉、大豆、魚) 等
- ▶ 日用品: シャンプー、コンディショナー、洗剤、生理用品、スキンケア用品、マスク、消毒液、防災グッズ、文房具、絵本、商品券、ランドセル、トランク、下着、肌着

【季節行事】

2月13日 バレンタインBOX お届け便(協力:オタワ愛徳修道女会)

宮城県内 40世帯(こども 78、おとな 40)合計 118人

- ・チョコレートドリンク又はパートショコラ又はポテトチップスチョコレート
(ロイズ手配協力あ・ら・伊達な道の駅)
- ・焼き菓子セット、mia forza ロゴクッキー(ジュリエットラブケーキ)

2月27日 ※雛祭り BOX お届け便(協力: オタワ愛徳修道女会)

宮城県内 35世帯(こども 73、おとな 35)合計 108人

- ・雛祭りかまぼこ
- ・クッキー又は香るお茶セット
- ・甘酒/はまぐりのお吸い物/ちらし寿司づくりセット

12月17日 クリスマス食卓セットお渡し会(協力:オタワ愛徳修道女会)

宮城県内 40世帯(こども 84、おとな 40)合計 124人

- ・ホールケーキ(亘理町 渡部菓子店)/チキン(ケンタッキーフライドチキン)/スープ/シャンメリ
- ・絵本・書籍(NPO 法人チャリティーサンタ)
- ・手作りクリスマスカード(オタワ愛徳修道女会)/手作りクリスマスオーナメント(青葉女子学園)

【宮城の新鮮食材お届け便】

▶ 利用者のべ 317世帯

1月22日 40世帯 高級生牡蠣又は水産品	2月18日 40世帯 漁師直送新鮮便(タコ・鯖・サメフライ・ふのり等)	3月18日~順次 39世帯 セリ鍋セット
4月15日~順次 38世帯 活大玉ホツキ貝	5月27日 40世帯 ジャパンX豚肉詰め合わせ	6月順次発送 40世帯 さくらんぼ
7月28日 40世帯 豆達人のスペシャルセット	8月5日 40世帯 無農薬とうもろこし(みらい)、じゃがいも(北あかり)	

【ご協力者・生産者・ご提供者・ボランティアスタッフ】

▶ご寄付・応援(順不同・敬称略)

一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会/花京院市場/大阿闍梨 塩沼亮潤
愛子大佛佛國寺東和林妙/認定NPO法人おてらおやつくるぶ
株式会社やまや/コスメバンク/パワフルジャパン宮城/フードバンク仙台/三浦農園
せんだい男女共同参画財団/認定NPO法人しんぐるまさあず・ふおーらむ
一般社団法人シンママ大阪応援団/NPO 法人チャリティーサンタ/ママとシネマ実行委員会
気仙沼地方進行事務所水産漁港部/花京院市場/株式会社庄福丸/丸山株式会社
株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店/宮城県漁業協同組合/宮城県水産振興課/藤田商店
アクアイグニス仙台マルシェリアン/みんなの亘理/ マルト食品株式会社/
まちづくり村田/大沼勇一(生産者)/安達安則(生産者)
学生団体 pono×オフィスベンダー/渡部菓子店 /農家や個人の方々

▶助成金(順不同・敬称略)

キリン福祉財団/福祉医療機構 NPO リソースセンター/ 社会福祉法人中央共同募金会
NPO 法人モバイル・コミュニケーション・ファンド/宮城県共同募金会/カプコン

▶運営へのお力添え(順不同・敬称略)

オタワ愛徳修道女会/ 盛功流通/東北少年院/東北少年院青葉女子学園

▶登録ボランティア人数

22 人(うち、利用者によるシングルマザーボランティア 10 世帯)

▶ボランティア研修の実施

3月 12 日:利用ママボランティア向け(9 名参加)

10月 14 日:企業ボランティア(2 名参加)

相談室みあ

(fonto 事業)

- ▶11月より 仙台市内の小学校内にて 月に1度 相談室を開設
ひとり親や在校生に限らず地域の皆さんを対象としています



地域の方が
覗きに来たり
立ち寄ったり
お菓子の差し
入れを持って
きて下さった
りと、相談の無
い日は寄り合
いの雰囲気に



相談室入り口と
窓に掲示してい
る他に
連合町内会の
ご協力で地域
内掲示板にも
貼りだされてい
ます

11月	12月
来室者 1名	来室者 2名
おもな内容	
<ul style="list-style-type: none">・子どもの不登校、自傷行為について・地域組織への疑問、愚痴、どうしたらいいかわからない・なんとなく誰かと話したかった	<ul style="list-style-type: none">・フードパントリー利用者・掲示板のチラシを見て・子どもが学校から渡されたチラシを見て
来室経緯	

▶協力

小学校/連合町内会/地区民生委員児童委員協議会/父母教師会/学校運営協議会

▶助成金 一般社団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)様

▶相談対応

事業スタッフ1人 ボランティア1人(mia forza 各種研修受講者・元養護教諭)
代表理事

子どもの居場所事業「子どもの居場所みあちゃん家」

本事業は、2年目に入りました。仙台駅前での活動のほか、昨年度利用した子どもたちの声を活かし「飛び出せ！みあちゃん家！」（郊外への遠足）を倍の4回に増やしました。遠方（丸森町・七ヶ宿町）へのお出かけでは、2年目ということもあり地域の方との交流が密になってきています。また、今年初の試みとして2回の農作業を通して、作付け・収穫を体験することができました。

子どもの居場所運営と並行して、保護者サポートとして「保護者会」と「個別相談」にも力を入れました。1年目に比べ、電話・メール・家庭訪問の回数が増えています。今後は、子どもの居場所運営者だけではなく、保護者サポートを担当するスタッフの育成も必要となります。

事業内容

事業目的；困難を抱えるひとり親世帯の小学生の「これ、やってみたい！」を応援することで、子どもたち一人ひとりが、より多くのことに関心を持ち、挑戦していく姿勢を育む。また、定期的・継続的に安全・安心できる場と関係性を提供することで、子どもたちがのびのびと自ら将来への夢や希望を描いたり、力と可能性を広げることができるようにすることを目指す。

内容；宮城県内のひとり親世帯の小学生とともに、遊びと学びを実践。また、夕食を囲みながら食育も進める。利用期間中の漢字・英語・数学検定等各種資格取得に係る試験費用と文具購入費用の提供。

また、さまざまな職業の方を迎えて「職業人講話」を開催し、職業や働くことについて子どもたち一人ひとりが自分の考えや思い・希望を育むきっかけづくりを行なった。なお、子どもたち一人ひとりに担当のスタッフをおき、子どもたちの声や変化へきめ細やかな対応を心がけた。

子どもたちだけではなく保護者が抱える不安についても、保護者会や個別相談、家庭訪問や情報提供を通じてサポートを行なった。

開催日時；2023年1月～ 第四日曜日 15:00-18:00開催

実施日数；2023年1月から12月末まで12日開催

対象者；宮城県内のひとり親世帯の小学生 利用人数；6人（仙台市・名取市）

スタッフ；大学生7人 社会人ボランティア1人 アドバイザー1人 担当理事1人 代表理事1人

会場・夕食提供；オーガニックカフェおひさまや様 助成；公益財団法人ベネッセ子ども基金様



コロナ禍を経て、ようやく「お夕食」を会食できるようになりました。
子どもたちもスタッフも、みんなおひさまやさんのお夕食が大好きです！



「飛び出せ！みあちゃん家！」では、自然・農業・陶芸体験等に取り組みました。
2年目ということもあり「また来たよ！」「元気だった？」と受け入れてくださった方々と声を掛け合う場面も見られました。
子どもたちの感想
「今年は何を作ろうかずっと考えていました。去年よりも上手く作れました。焼き上がりが楽しみです」
「山登りはキツかったけど、気持ちが良かった。みんなで登れて良かった」
「たくさん芋を掘れてうれしかった！」



子どもの居場所事業の報告書には、一年間の歩みがぎゅぎゅっと濃縮されています。各方面からご好評をいただき、増刷となりました。

子どもの居場所事業「寺子屋みあちゃん家」

本事業も2年目に入りました。今年度は、大学生リーダーが主となって運営を進めました。

「受験生だけど、勉強どうしよう」という中学生の声から始まった「寺子屋みあちゃん家」では「学ぶことを楽しむ」を大切に、学びを楽しむ土台となるこどもたちの「こころ」と「環境」への寄り添いを重視しています。

そのため、本事業では、こどもたちへの寄り添いだけではなく、保護者の方や家庭全体へも、個別相談や家庭訪問、保護者会等を通して関わらさせていただいている。また、当法人他事業「女性の居場所事業」や「フードパントリー事業」とも連携し、多様なメンバーとサービスを利用していただきながら、保護者の方や家庭が直面している「困った」の緩和や解決に向けたサポートをさせていただいている。

今年度は、複数の高校受験生が在籍しました。みなさまのお力添えのおかげで全員から「高校合格！」の声が届いております。感謝申し上げます。

事業内容

事業目的;困難を抱えるひとり親世帯の中学生の「学びたい！」を応援することで、こどもたち自身が

自ら将来への夢や希望を描いたり、力と可能性を広げることができるようになることを目指す。

内容;宮城県内のひとり親世帯の中学生へ軽食付無料学習支援と各種資格取得に係る試験費用と利用期間中の

文具購入費用の提供。学習支援はマンツーマンで行う。また、こどもたちだけではなく保護者が抱える

不安についても、保護者会や個別相談、家庭訪問や情報提供を通じてサポートを行なっている。

開催日時;2023年1月～ 金曜夜月 3回 19:30-21:30開催

実施日数;2023年1月から12月末まで36日開催

対象者;宮城県内のひとり親世帯の中学生

利用人数;中学生4人(仙台市・名取市)

スタッフ;大学生5人 社会人ボランティア1人 アドバイザー1人 担当理事1人

会場・軽食提供;オーガニックカフェおひさまや様 助成;公益財団法人ベネッセこども基金様



大手出版社の月刊誌でも取り上げられました。

「寺子屋みあちゃん家」では、学習時間の合間に全員で取り組む「遊び」を取り入れています。地域や学校を超えた仲間づくりや「ひとりではない」ということを体感することを進めることと、集中力を高めることにつながっています。

マンツーマンの学習対応は、前期は担当制で進め、後期からは毎週担当者を変えながら、苦手強化の克服やさらなる学習への取り組みの工夫を行いました。

寺子屋みあちゃん家のタイムスケジュール

19:00 スタッ夫集合・直前ミーティング

19:30 こどもたち来室

大学生リーダーからの開始の声かけ

各机ごとに本日の学習計画を立て、学習開始！

20:30 頃 5分休憩後、再度学習開始！

21:25 全員で本日の振り返りと宿題の確認

21:30 保護者へ報告・こどもたち退室・見送り後、振り返りミーティング

22:00 終了



子どもの居場所事業（「子どもの居場所みあちゃん家」「寺子屋みあちゃん家」）をご利用されたご家庭のお母さんたちの声（保護者会・個人面談等より）

質問	お母さんたちの声
利用前、お子さんについて心配だったことや、利用の動機について	「人付き合いが上手ではなく、友達関係が不安でした。学校以外のところで大人に関わってもらい人間関係を作る経験をして欲しいと思っていました」「学校に行けなくなり、家族以外との接点がなくなったため、誰かと関わる場所はないかと探していました」「頑張っているけど、空回りしていることが多くて、特に友達関係でつらい思いをしているようでした。人間関係に自信をもってもらえるにはどうしたらいいのかな、と悩んでいました」「自分の体調が思わしくなく、外遊びなど子どもの希望を叶えてあげることができなくて苦しい思いでいました。ここに来たら、公園遊びもボール遊び、追いかけっこもできると聞き、参加をしました」「自分の考え方や気持ちを表現するのが上手ではなく、友達付き合いは大丈夫なのか、今後の進路や将来についてどのように考えているのか、親として心配でした」「学業が振るわず、塾へ行かせるにも経済的に厳しいため困っていました。無料でしかもマンツーマンでみてもらえるということや、文具の補助があると伺い魅力的だと思いました」「小学校からみていただいているので、本人も私自身も慣れた環境が良いと思いお願いしました」「子どもを愛しているのに、正直、子どもと二人でいることがつらくて苦しくて。そんな自分が許せず、とても嫌でした。子どもと少し離れて自分を見つめる時間が欲しくて利用したいと思いました。また、私の相談にものってもらえたと聞き、お願いしました」
お子さんの変化	「子どもとの会話が増えた。寺子屋のことをたくさん話してくれます。勉強についての声掛けもしやすくなりました」「寺子屋が好きらしく、通うのを毎週楽しみにしています。自分の居場所ができたように感じているのかな、と思います。大学生のみなさんへ憧れがあるようで、自分も大学へ行きたい、と言うようになりました」「精神的な安定や成長が大きかったです。家ではきょうだいもいるので、外に居場所や人間関係があるのは、子どもにとっていいことだと思いました」「物事に積極的になりました。急に成績も上がり、子の変化に学校の先生も驚いたようです。みあちゃん家の効果、すごいと思いました」「『ありがとう』や『ごめんなさい』等を言えるようになったことに驚きました。これまでそんなことを言わなかったので、感動しました」「嫌なことは嫌と、意思表示をしてくれるようになりました。困ったな、と思う時もありますが、今まで言えなかつたのかもしれない気がつきました」「子どもとは喧嘩ばかりでした。共通の知り合い（スタッフのこと）や家庭の外の共通の話題ができる、子どもとぶつからずに会話できる時が増えました」
お子さんの学校での人間関係に変化	「積極的に友達や先生に声をかけるようになったと聞きました」「関心や興味を示すことが多くなったようで、勉強だけではなくさまざまなことへ取り組む姿勢が出てきました。また、周囲への気配りができるようになったようだと聞きました」「とにかく勉強が嫌いだし苦手だしで自信がなかつたようでしたが、聞ける人がいる、教えてくれる人がいることで安心したようです。学校で友達とも勉強の話ができるようになってきたようです」「友達が増えたみたいです」「
お母さんご自身の変化	「子どものことだけではなく、私自身の相談にもたくさんのってもらえてありがたかったです。悩むことは多いが、以前よりも余裕を持って子育てや仕事に向かえるようになりました」「子どもに対して怒らなくなったり、イライラしたり疲れることもとても少なくなりました。何でも話せるところができて、ありがとうございます」「勉強を教えてくれるだけではなく、経済的にもサポートしてもらえてありがとうございます。何かについていつもお金のことで頭が痛かったし、我慢させることも多かつたので、気持ちがだいぶ楽になりました」「自分の時間が毎週できてありがとうございます。気持ち的にも体力的にも助かります」「子どもの居場所だけではなく、ほかのサービスも利用ができるので、精神的にも経済的にも楽になりました」「いろいろ相談にのってもらえて、情報ももらえて、何か

	あつたらすぐに話を聞いてもらえるので、不安が大きくなることが少なくなりました」「自信と余裕が出てきました。今まで諦めていたことにも今年は挑戦できました！」「正社員で採用してもらいました！ずっと相談にのってもらえて安心して就活ができましたし、働き始めてからも子育て・家庭と仕事の両立て何かあっても支えてもらえるので頑張れます！」
ご家庭全体の変化	「何かあつたら相談できる人や場所があることで、子どもも私も気持ちが楽になりました。親子でぶつかることが減りました」「子どもと話す時間が増えました。これまで時間も余裕もなくいつも怒ってばかりでした。今は、何気ない会話も増えたし、子どもを褒めることも多くなりました」「寺子屋の行き帰りの車の中での時間がすごくいいな、と思っています。他の家族がいないので子どもとたくさん話せます。話すことでお互いの考えていることを伝え合えることが嬉しいです」
利用されてよかったです	「子どもに居場所ができてよかったです。私や友達に話せないことでも、ここでたくさん話を聞いてもらっているようで、子どもが安定してきました」「勉強が苦手でも、勉強しようという姿勢が出てきました」「親子共通の楽しみができたようです。親子で煮詰まることが少なくなりました」「たくさんあります」「前向きになれた」「ひとりじゃないんだな、と思えるようになって、気持ちが楽になりました」「こどもがとにかく楽しそうでよかったです」
保護者会の感想	「自分ひとりではないんだな、と思えるのがとてもいい！」「よそのご家庭はどんなふうに子育てをしているのかが知れるのがいいです」「子どものことだけではなく自分のことも話せたり、働き方や子育ての両立などの生の話が聞けて参考になります」
文具購入・各種試験受験料などの補助について	「サポートしていただけて、助かっています」「至れり尽くせりで、何も言えません。いつもありがとうございます」「お金を気にせずに受験をさせることができました。受験できて、子どもも自信がついたようです。学校で友達に自慢したと言っていました」
mia forzaへのメッセージ	「今年で卒業になります。ありがとうございました。感謝しかありませんが、寺子屋を卒業してしまったら、子どもも私もどうなってしまうのだろうと不安です。これからも相談にのって欲しいし、何かつながりが欲しいです」「これまで長くお世話になりました。ありがとうございました。寺子屋は卒業ですが、まだ下の子がいますので、これからもお世話になります。よろしくお願ひします」「利用できて本当によかったです。ありがとうございます。4月からもよろしくお願ひします」「至れり尽くせりでありがたいです。これからも利用させてください。よろしくお願ひします」「私たちは、ここにつながれたからよかったけど、つながれない人たちもたくさんいると思います。こういう場所がもっとたくさんあつたら、私のように救われる人もいるのではないかと思います」

女性の居場所事業「mia room」

2023年10月から休眠預金を利用して中学生以上の女性なら誰でも立ち寄れる「夜カフェ」として『女子のホッとカフェ・mia room(ミア・ルーム)』を開始しました。

mia room は「何かあったわけじゃないけど、寂しかったり、気持ちが落ちていくしまう」「友達はいるけど、重いって思われそうでこんなこと話せない」「どうしてみんなは楽しそうにしているの？どうして私は楽しくないの？」「『終わったこと』って割りきることができないよ、苦しいよ」「いろんなことがいっぱい、いっぱいはどうしたらいいかわからない」「人とうまくやっていけなくて、いつもひとりぼっちのような気がする」「助けてほしい」「つらいよ」「寂しいよ」「誰かに会いたいな」「誰かに話を聞いてもらいたいな」そんなときに立ち寄れる中学生以上の女性の居場所です。

事業内容

事業目的:生きづらさを抱えていたり、家族との関係がうまくいかない・頼れない、精神疾患や発達の特性があり

社会生活を送ることに困難や辛さを感じつつ何とか日々をがんばって生きている。そのような中で本当
は誰かと話しがしたい、私の話を聞いてほしい、相談したいといった女性が安心できる人や場所を通じて
生きる力・前に進める力のきっかけとなる。

事業内容:仙台駅近くの「オーガニックカフェレストランおひさまや」を会場に手作りおやつとお茶で参加者を出迎える。

あたたかな雰囲気を大切にし、スタッフとのおしゃべりを楽しんだり・相談に応じて必要な情報の提供とお
土産(ナプキン・お菓子とお茶など)を持ち帰って頂く。

開催日時:2023年10月～ 毎週木曜日 19:30-21:30開催

実施日数:2023年10月から12月末まで12日開催

対象者:中学生以上の女性 利用人数:11名

スタッフ:大学生1人 社会人2人 事業リーダー1人 代表理事1人

会場・お菓子提供:オーガニックカフェおひさまや様

助成:一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)様 公益財団法人地域創造基金さなぶり様

スタッフの様子

9月から研修・話し合いを行い、その中で「私が話しをきけるだろうか」「自分で大丈夫だろうか」など不安な気持ちをかかえつつ活動が始まりました。事前ミーティングで前回の振り返りと動き方などを確認し、事後のミーティングでは参加者の方とのやり取りや様子を報告し、対応の振り返りをします。その中でも対応したスタッフが感じた思いや「今回の対応はこれでよかったのか」といった不安もスタッフ同士で共有し、絶対に対応したスタッフ一人が抱えないことを大切にしています。気持ちの切り替え方のスキルや方法などを確認したり、わずか数か月ですがスタッフの表情も笑顔で始まり笑顔で終わる、そんな活動になっています。

利用者の声(様子)

「おひさまや」さんの雰囲気や、何より毎回美味しい手作りのお菓子を喜んでもらえます。若い女性だけではなく40代50代の女性も参加され、今までの生きづらさを週をまたいでお話しをされていました、たくさんの会話はなくても毎回参加をしていかれる20代の女性もいて安心して来ることができる居場所の一つになっているのを感じます。

思い出深いエピソード

・障がい者手帳をお持ちの参加者の方がお住まいのアパートを出なくてはならなくなつたとのこと。当初は何かしらの法的なアクションを起こしてもアパートを出なくてよい手段をみつけられないかとの相談から始まりました。丁寧に詳しく現在の状況を確認し、法的な手段もとることは可能なこと、また別な方向からの検討方法などを伝えました。今、住んでいるアパートがとても利便性もよく参加者の方にとって快適だった気持ちをたっぷりお話しいただ

きました。次にいらしたときには法的手段ではなくご提案した方向に気持ちをシフトし新たな引越し先も探し始めているお話しをされていきました。

・毎回参加される20代の女性はいつも固定のスタッフを求めて参加されます。固定のスタッフがいないと涙を流し、人形をたくさん並べて人形の話題を介しての対応がおおむね毎回の姿でした。回数を重ね固定のスタッフ以外の対応でも自分の困り感や今までの相談先での出来事などを話していくように変化が見られてきました。

新年度に向けての抱負

さまざまな背景をもった参加者の方がいらっしゃる活動なので、すぐに解決策が見つかったり変化を大きく感じられることが難しい活動ではあります。スタッフが気負わずに、参加者の方がいつ来てもあたたかな雰囲気を感じ、また来たくなる、誰かと話をしたい時に思い出してもらえる居場所となるような活動を続けていく。

「シングルマザーのおしゃべり会」「傷ついた女性のためのケア講座」「DV・性暴力やいじめなどで傷ついた経験のある女性の語り合いの場」のプログラムを開催する。

どんな応援があるといいか

- ・mia room は最低3名のスタッフが揃えば開催することとしています。スタッフが安定して活動できるよう1~2名ほどスタッフの増員をしたいです。
- ・「シングルマザーのおしゃべり会」「傷ついた女性のためのケア講座」「DV・性暴力やいじめなどで傷ついた経験のある女性の語り合いの場」のプログラムを開催に向けて時間・場所・一緒活動していくけるスタッフが必要です。
- ・相談や話を聞く活動なのでトラウマケアなどのスタッフ研修など。



mia room のチラシは柔らかくあたたかな雰囲気をかんじてもらえるような両面ピンク色を基調としました。

目にした方が「私のこと」「そうそう、そう思つて」と言語化が難しいけどしつくりくるような言葉を使うことでわかりやすく工夫しました。



「おひさまや」さんで作っていただきお菓子はいつもとても美味しく、來ていただいた参加者の方が笑顔を見せられるひと時です。

季節を感じられるメニューをスタッフのミーティングでも話しをしてインスタグラムや Facebook での報告やご案内に一言添えて発信もしています。

【2023年度決算報告および2024年度予算】

法人名： 特定非営利活動法人mia forza

活動計算書

2023年1月1日から2023年12月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	35,000		
賛助会員受取会費	11,000	46,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,522,964	1,522,964	
3. 受取助成金等			
受取助成金	16,744,497	16,744,497	
4. 事業収益			
相談対応事業「kanziki(ケンリキ)事業」収益	40,000	40,000	
5. その他収益			
受取利息	65		
譲収益	5,687	5,762	
経常収益計			18,399,213
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,495,000		
給料手当	150,000		
人件費計	1,535,000		
(2) その他の経費			
食材費	6,481,387		
提供用物品費	1,817,543		
外注費	2,285,842		
謝金	2,497,500		
内線/副本費	22,845		
会議費	639,379		
旅費交通費	1,318,929		
通信運搬費	297,165		
消耗品費	193,715		
保険料	45,742		
支払手数料	35,925		
新規因書費	4,328		
支払報酬	98,000		
雑費	2,312		
その他経費計	15,630,611		
事業費計			17,205,612
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	380,000		
人件費計	380,000		
(2) その他の経費			
内線/副本費	968		
会議費	3,790		
交際費	35,750		
旅費交通費	194,620		
通信運搬費	12,176		
消耗品費	20,630		
保険料	1,885		
租税公課	51,964		
研修費	1,080		
支払手数料	11,061		
支払報酬	623,100		
外注費	1,164,546		
その他経費計	2,031,458		
管理費計			2,411,458
経常費用計			19,617,070
前損正味財産増減額			△ 1,257,867
前損繰越正味財産額			3,889,863
次損繰越正味財産額			2,632,006

法人名： 特定非営利活動法人mia forza

貸借対照表

2023 年 12 月 31 日 現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	11,792,628		
未収入金	1,290,337		
仮払金	1,171,245		
流動資産合計		14,254,210	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			14,254,210
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	418,815		
前受助成金	11,149,080		
預り金	54,309		
流動負債合計		11,622,204	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			11,622,204
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	3,889,863		
当期正味財産増減額	△ 1,257,857		
正味財産合計		2,632,006	
負債及び正味財産合計			14,254,210

法人名： 特定非営利活動法人mia forza

財産目録

2023年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	84,655	
七十七銀行普通預金	5,500,000	
ゆうちょ銀行通常貯金	3,714,398	
ゆうちょ銀行振替口座	2,493,575	
未収入金		
任意団体mia forza	290,337	
社会福祉法人中央共同募金会(赤い羽根共同募金)	1,000,000	
仮払金		
不明金	1,171,245	
流動資産合計		14,254,210
2. 固定資産		
固定資産合計		0
資産合計		14,254,210
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
12月分管理費(人件費)	380,000	
その他経費	2,907	
代表理事	35,908	
前受助成金		
受取助成金未使用額	11,149,080	
預り金		
源泉所得税	54,309	
流動負債合計		11,622,204
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		11,622,204
正味財産		2,632,006

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日～2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、現込経理方式によっています。

2. 車両費の内訳

(単位:円)

科 目	直線償却率「linear (フラット)」率	人件費減算率「gross (グラブ)」率	相続財産率「estate」 (レーリング)率	修繕積立率「被半減性 資本事業」	合計
(1) 人件費				1,840,000	
従業員報酬	55,000	210,000	0	0	1,405,000
給料手当	150,000	0	0	0	150,000
人件費計	205,000	210,000	0	1,840,000	1,865,000
(2) その他の経費					
販売費	6,455,382	0	0	24,000	6,481,382
機械用具品費	1,808,034	3,000	0	7,800	1,817,834
外注費	1,882,942	0	100,000	833,800	2,806,742
賃金	1,139,190	401,100	807,300	0	2,407,690
販売型事業	6,485	0	4,740	17,325	22,540
会員費	269,746	190,000	119,510	40,000	609,276
旅費交通費	637,983	267,748	367,480	88,748	1,216,099
通信運搬費	204,252	1,400	275	700	207,165
消耗品費	172,094	17,140	1,326	2,007	193,715
備品料	45,742	0	0	0	45,742
大払手数料	33,923	220	3,100	12,200	50,243
旅費回収費	0	4,000	0	0	4,000
支払額	0	0	0	90,000	90,000
贈賞	112	2,200	0	0	2,312
その他の経費計	12,610,326	1,050,127	1,404,710	397,647	16,660,613
合計	12,610,326	1,050,127	1,404,710	1,967,647	17,208,613

3. 他途等が制約された寄付等の内訳

他途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は2,512,240円であり、そのうち他途等が制約されている正味財産はありません。なお、当期増加額と助成金総額との差額11,149,080円は、前受助成金として貸借対照表に記載しています。

(単位:円)

内容(助成金)	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考	
					助成金総額	当期増加額との差額
社会福祉法人宮城県共同募金会	0	180,000	180,000	0	180,000	0
公益財団法人鹿野早和財团	0	2,298,298	2,298,298	0	4,226,000	2,011,702
公益財団法人キリン橋松財团	0	300,000	300,000	0	300,000	0
公益財団法人ベオッセこども基金	0	3,882,132	3,882,132	0	4,983,478	1,101,346
独立行政法人福島復興機構(WAM)	0	3,712,565	3,712,565	0	3,712,565	0
特定非営利活動法人モレル・ド・ユーテーション・ファンデーション(日本)	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0
厚生労働省(ひきめんきじゆ)による被災者支援(被災者生活支援)	0	950,000	950,000	0	950,000	0
厚生労働省(ひきめんきじゆ)による被災家庭等の子どもの食事等支援事業	0	633,234	633,234	0	633,234	0
株式会社カブラン(後援)	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0
社会福祉法人中央共同募金会	0	1,666,374	1,666,374	0	3,066,000	1,333,626
公益財団法人地域創造基金かなづり(休眠預金若年女性支援)	0	1,947,447	1,947,447	0	7,414,300	5,866,853
公益財団法人パブリックリソース財團(第1回福島大河開拓基金)	0	64,447	64,447	0	500,000	435,553
合 计	0	16,744,497	16,744,497	0	27,898,577	11,149,080

【2023年度会議実績】

理事会;4回開催		
2023年2月9日(木)		
2023年6月10日(土)		
2023年8月30日(水)		
2023年11月13日(月)		
事務局会議;18回開催		
第48回 2023年1月5日(木)	第54回 4月6日(木)	第60回 9月19日(火)
第49回 1月12日(木)	第55回 4月20日(木)	第61回 10月3日(火)
第50回 1月26日(木)	第56回 7月20日(木)	第62回 10月17日(火)
第51回 2月16日(木)	第57回 8月15日(火)	第63回 10月31日(火)
第52回 3月9日(木)	第58回 8月29日(火)	第64回 11月14日(火)
第53回 3月23日(木)	第59回 9月5日(火)	第65回 12月19日(火)
会計会議;6回開催		
第39回 2023年1月5日(木)	第41回 1月26日(木)	第43回 3月9日(木)
第40回 1月12日(木)	第42回 2月16日(木)	第44回 3月23日(木)
※以降、事務局会議と同時開催		

【2024年度 事業計画】

2024年度の基本方針

法人の基盤強化と各事業の安定的継続と担い手育成に力を入れます。

事業名 (定款記載の事業)	具体的な事業内容	実施予定期 時	実施予定場所	従事者 予定人 数	受益対象者の範囲 及び予定人数
女性や子どもへの直接支援事業 「fonto(フォント)事業」(第5条1項(1))	①子どもの居場所の提供	毎月4回	仙台駅前	14名	①日曜日日中;定員約8名 ②金曜夜;定員約4名
	②女性の居場所の提供	毎月4回	仙台駅前	5名	毎週木曜夜:定員約53
	③シングルマザーの語り合いの場の提供	不定期	オンライン	2名	定員10名想定
	④暴力被害女性の語り合いの場の提供	不定期	非公開 オンライン/ 対面	2名	定員5名想定
	⑤女性や子どものためのシェルターの運営	随時	非公開	3名	定員2世帯
	⑥女性のための相談対応	随時	オンライン/ 対面	2名	期間内に10名程度
	⑦女性や子どものための食糧支援	中止			※体制が整い次第再開
	⑧上記のほか、困難な状況にある女性と子どもの状況改善をめざす活動	随時	オンライン/ 対面	1名	未定
女性や子どもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の実施と、その教材の開発・販売など、人材育成事業「grava(グラヴァ)事業」(第5条1項(2))	女性と子どもを支える担い手養成研修	随時	対面/オンライン	3名	定員10名~50名を想定
	ハラスメント対応者の養成研修	検討	—	—	—
	女性と子どもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の教材の開発・販売など	検討	—	—	—
女性や子どものための支援活動を行う団体や、その活動者のためのハラスメント相談窓口の運営など、相談対応事業「kunligi(クンリギ)事業」(第5条1項(3))	女性や子どものための活動を行う活動者や団体におけるハラスメントの調査	検討	—	—	—
	女性や子どものための活動を行う活動者や団体のためのハラスメント相談窓口の運営	検討	—	—	—
社会の課題解決に資	困難を抱える高校生世代調査	随時	—	3名	高校生世代約170名を想定

する調査活動(第5条1項(4))					
社会の課題解決に向けたしきみづくり活動(第5条1項(5))	検討中	隨時	—	2名	詳細は後日検討
その他この法人の目的を達成するために必要な事業(第5条1項(6))	ウェブサイト運営、ファンドレイズ活動	随时	—	5名	100名

【理事・監事の選任について】

2023年度の役員のお名前、任期、役職

お名前(敬称略)	就任時点での任期	役職
門間 尚子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	代表理事
寺内 順子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	理事
三浦 隆弘	2023年1月1日から2024年12月31日まで	理事
峯岸 とも子	2023年1月1日から2023年12月31日まで	理事
横山 英子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	副代表理事
五嶋 理	登記の日から2024年12月31日まで	理事
須田 晶子	登記の日から2024年12月31日まで	監事

2023・2024年度の役員のお名前、任期、役職など

お名前(敬称略)	就任時点での任期	役職	備考
門間 尚子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	代表理事	継続
横山 英子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	副代表理事	継続
寺内 順子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	理事	継続
三浦 隆弘	2023年1月1日から2024年12月31日まで	理事	継続
小関 正剛	登記の日から2025年12月31日まで	理事	新任
新崎 健介	登記の日から2025年12月31日まで	理事	新任
峯岸 とも子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	理事	辞任
五嶋 理	登記の日から2024年12月31日まで	理事	辞任
須田 晶子	登記の日から2024年12月31日まで	監事	継続

以上

【特定非営利活動法人mia forza 定款】

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人mia forza(ミア・フォルツァ)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、困難な状況にある女性とこどもを支え・応援することを通して、地域や社会において女性とこどもが直面している課題を解決するとともに、誰もが安心して個々の幸せを追求し実現できる社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)災害救援活動
- (5)地域安全活動
- (6)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7)国際協力の活動
- (8)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9)子どもの健全育成を図る活動
- (10)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11)消費者の保護を図る活動
- (12)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)女性やこどもへの直接支援事業「fonto(フォント)事業」
 - ①こどもの居場所の提供
 - ②シングルマザーの語り合いの場の提供
 - ③暴力被害女性の語り合いの場の提供
 - ④女性やこどものためのシェルターの運営
 - ⑤女性のための相談対応
 - ⑥女性やこどものための食糧支援
 - ⑦上記のほか、困難な状況にある女性とこどもの状況改善をめざす活動
- (2)女性やこどもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の実施と、その教材の開発・販売など、人材育成事業「grava(グラヴァ)事業」
- (3)女性やこどものための支援活動を行う団体や、その活動者のためのハラスメント相談窓口の運営など、相談対応事業「kunligi(クンリギ)事業」

- (4)前各号の活動を通じた社会の課題解決に資する調査事業
- (5)前各号の活動を通じた社会の課題解決に向けたしくみづくり事業
- (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1)この法人の目的を共有して活動する意思を有すること。
- (2)団体は、団体としての意思決定機関を有していること。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものがこの法人の目的を共有して前向きに活動する意思を有していると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他拠出の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上7人以下

(2)監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人以上2人以内を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業報告及び決算

(5)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)会費の額

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 総会は、オンライン会議システム又はハイブリット型会議により開催することができる。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができるほか、オンライン会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又はオンライン会議システムを用いた参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があつたものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1)事業計画及び予算並びにその変更
- (2)借入金
- (3)事務局の組織及び運営
- (4)総会に付議すべき事項
- (5)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(持ち回り決議)

第39条 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の決議とすることができます。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り決議の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯及び各理事の表決結果と付記意見の内容をもって議事録とする。この議事録には、代表理事1名以上及び副代表理事1名以上が記名押印または署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立の時の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄附金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動事業に係る事業に関する資産の1種とし、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に係るものと除く。)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された女性やこどもを支援する団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表も含めて、この法人のウェブサイトに掲載して行う。ただし、法に公告の方法を官報と規定された事項については、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 門間尚子

代表理事 青木彰子

副代表理事 石川久美子

理事 寺内順子

理事 三浦隆弘

理事 横山(戸籍姓 光山)英子

監事 小田嶋章宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2022年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2021年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

①入会金 0円 ②年会費 個人5,000円、団体10,000円

(2)賛助会員

①入会金 0円 ②年会費 個人3,000円、団体5,000円